

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 2号 事業計画変更承認申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 6号 平成24年度三条市農林関係予算の要望について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 15番 金子 純一 委員 |
| 16番 大竹 一雄 委員 | 17番 野水 敏秋 委員 |
| 18番 高山 博 委員 | 19番 安達 宰 委員 |
| 20番 森山 昭 委員 | 21番 西 光明 委員 |
| 23番 大竹 正信 委員 | 24番 小師 勉 委員 |

25番	五十嵐	俊雄	委員	26番	鶴巻	俊樹	委員
27番	武石	栄二	委員	28番	安達	英作	委員
29番	村山	佐喜雄	委員	30番	佐々木	包茂	委員
31番	長谷川	清一	委員	32番	清水	栄	委員
33番	熊倉	睦	委員	34番	神子島	巖	委員
35番	佐藤	裕雄	委員				

欠席委員 1名

22番 野崎 文夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	金子 正敏
事務局 次長	石崎 亮
経営基盤係副参事	麦倉 政勝
農地係副参事	竹石 正弘

午前9時30分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、ただいまより定例会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名で会議が成立いたします。

なお、議事録の署名につきましては、定めにより私から指名いたします。16番、大竹委員、20番、森山委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、競落分を含めて5件の申請で合計2万7,116㎡となっております。

それでは、戻りまして1ページの29番から順にご説明を申し上げます。

議案中の29番は、代官島地内の農地4筆、4,104㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約150万円であります。

30番は、笹岡地内の農地604㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約60万円であります。

31番は、東本成寺地内の農地2筆、1,238㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内贈与により取得するものであります。

32番は、長嶺地内ほかの農地12筆、1万741㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借権を再設定するものであります。

以上、4件が今月の申請分であります。

また、競落報告分が1件あります。2ページをごらんいただきたいと思います。33番は、大沢地内の農地7筆、1万429㎡のうち6分の1の権利分を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10アール当たり約9万円であります。また、本件は7月総会の附帯決議によりまして9月9日付許可済みであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を、第1調査部会長は、西代理さんの隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、9月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時47分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数4件、面積にして1万6,687㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として1件、1万429㎡の報告がありました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、4ページにありますように、3件、1,859㎡であります。

戻りまして、3ページをごらん願います。

議案中の9番は、麻布地内の土地1,272㎡について、当初露店駐車場敷地として借り受けましたが、その後事業の必要により土地を売買により取得し、倉庫1棟及び駐車場15台分敷地に事業変更したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約7,500円であります。場所につきましては、国道289号線を挟んだ本社の東側付近で、農地区分は第2種農地に該当しております。

10番は、若宮新田地内の土地4筆、323㎡について、当初従業員貸し住宅を計画しましたが、その後必要性がなくなったため、売買で土地を拡張して住宅1棟及び通路敷地に事業変更したいものです。場所につきましては、セブンイレブン三条新堀店の北側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

11番は、笹岡地内の土地264㎡について、売買により貸し資材置場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万3,600円あります。場所につきましては、集落の下組で国道289号線と五十嵐川の間付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1 調査部会長（28 番安達英作委員）

議第2号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして1,859㎡で、9番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページに記載してありますように、3件の申請で、合計1,157㎡であります。

議案中の8番は、上保内地内の農地1筆、651㎡を住宅1棟、駐車場5台敷地に利用したいものです。場所につきましては、保内公園西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

9番は、代官島地内の農地2筆、181㎡を農舎1棟建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、集落内JAにいがた南蒲倉庫から東側へ農道沿い800メートル先の自宅隣接地で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

10番は、笹岡地内の農地2筆、325㎡を住宅1棟及び物置建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、三条消防署下田分署付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,157㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、9ページに記載してありますように、14件の申請で、合計2万5,719.36㎡であります。

それでは、戻りまして6ページの33番から順にご説明をいたします。

議案中の33番、34番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

7ページをごらん願います。35番は、石上2丁目地内の農地5筆、2,991㎡を売買により取得し、宅地分譲地13区画に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,400円であります。場所につきましては、石上公民館南側

付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

36番は、直江町3丁目地内の農地4筆、1,499㎡を売買により取得し、駐車場40台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円です。場所につきましては、旧斎場の北西400メートル、貝喰川右岸なかかい橋堤防市道下で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

37番は、下大浦地内の農地2筆、696㎡を売買により取得し、資材置場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円です。場所につきましては、下田浄化センターから約300メートル南側で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

38番は、福島新田地内の農地1筆、1,837㎡を賃借権の設定により取得し、駐車場14台分及び資材置場に利用したいものです。場所につきましては、北陸高速道栄パーキング東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

39番は、長沢地内の農地1筆、1,524㎡を売買により取得し、製品格納庫1棟、車庫1棟及び原材料資材置場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり800円です。場所につきましては、国道290号線沿い、元長沢池約200メートル南側で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

40番は、西本成寺2丁目地内の農地2筆、1,912㎡を賃借権の設定により取得し、診療所1棟、調剤薬局1棟及び駐車場36台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、県央工業高校から市道西大崎西本成寺線沿い、西側約200メートル付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

8ページをごらん願います。41番は、福島新田地内の農地10筆、1,785.36㎡を売買により取得し、駐車場23台敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,400円です。場所につきましては、集落内の栄野球場東側200メートル付近自社隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

42番は、飯田地内ほかの農地6筆、1万965㎡を賃借権の設定により砂利採取地として許可日から平成25年7月31日までの一時転用として利用したいものです。場所につきましては、下飯田公民館付近で、農用地区分は農用地に該当しております。

9ページをごらん願います。43番は、若宮新田地内の農地1筆、84㎡を売買により取得し、事業計画変更と一体的に利用し、住宅1棟敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり1万600円です。場所につきましては、セブンイレブン三条新堀店北側で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

44番は、大島地内の農地2筆、185㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟敷地に利用したいものです。場所につきましては、大島集出荷場北側付近で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

45番は、今井野新田地内の農地1筆、372㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟及び駐車場1台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、集落内刈

谷田川右岸排水路大道橋西側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

46番は、森町地内の農地2筆、333㎡を売買により取得し、住宅1棟敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円であります。場所につきましては、集落内の大山神社東側隣接地で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして14件、面積にして2万5,719.36㎡で、33番、35番、36番、38番、39番、40番、41番、42番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページに記載してありますように、1件であります。

議案中の売却区分番号三条6-2番は、公売となる土地は福島新田の農地1筆、3,809㎡で、農振地域内の農用地区域内農地であります。公売日は平成23年11月7日から18日。見積価格は267万円であります。公売参加願い出者は1名で農業の方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものであります。場所につきましては北陸自動車道栄パーキング西側付近の農地であります。

なお、書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1 調査部会長、ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『平成24年度三条市農林関係予算の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案を申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議第6号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。農政部会長さん、よろしく申し上げます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

しばらくにしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2 調査部会長。

第2 調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月の調査部会は、第2 調査部会が担当でありますので、10月25日、9時より厚生会館第2会議室で開催いたしますので、第2 調査部会の皆さん、ご参集お願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は10月31日月曜日9時半を予定しております。よろしくお願

をいたします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉じさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。

午前10時07分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (1 6 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 0 番)
